

4. 裁量世帯について

次の（１）又は（２）に該当する場合は、裁量世帯として扱われ、入居しようとする人全員の月収額の合計額が214,000円以下であれば、申込みできます。

※改良住宅については、月収額の合計額が139,000円以下となります。

（１）入居しようとする人が次のいずれかにあてはまる場合

- ① 入居申込者が60歳以上（単身者の場合）
- ② 入居申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の人である場合

（２）入居しようとする世帯の中に次のいずれかに該当する人がおられる場合

身体障害者	身体障害者手帳の交付を受けている人で障害の程度が1級から4級までの人
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で障害の程度が1級又は2級の人
知的障害者	療育手帳がA又はBの人。ただし、療育手帳Bの人は障害の程度が精神障害1～2級に相当する場に限ります。
戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受けている人で障害の程度が特別項症から第6項症まで又は第1款症の人
原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
引揚者	海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない人
ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
小学校就学前の子供	小学校就学前の子供のいる世帯 （資格の基準日は当該募集の申込み締切日時点です） ※小学校に就学後は裁量世帯ではなくなり、家賃が割増しになる場合があります。